

## IV. 資料

あなたの声を聞かせてください！

### 朝霞市男女平等に関する市民意識調査

#### 《ご協力をお願い》

日頃からまちづくりへのご協力、ご参加をいただきましてありがとうございます。

本市では、平成 15 年に、「朝霞市男女平等推進条例」を制定し、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

この度市では、現行計画が平成 27 年度で終了することから次期「朝霞市男女平等推進行動計画」（平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間の計画）を策定するために作業を進めています。

この「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」は、計画策定や今後の取り組みのための重要な基礎資料として、市民の皆様のご意見を聞かせていただくことを目的としています。

調査対象者決定に当たり、市内にお住まいの 18 歳以上の方から 2,000 人を無作為に抽出させていただきました。この調査は無記名のうえ、ご回答は全て統計的に処理しますので、ご回答いただいた方にご迷惑をおかけすることは一切ありません。

お忙しいところご面倒をおかけいたしますが、調査の趣旨をご理解いただき、是非ご回答くださいますようお願いいたします。

平成 26 年 8 月

朝霞市長 富岡 勝則

#### ◇記入についてのお願い◇

- 1 この調査は**平成 26 年 8 月 1 日（金）現在**でお答えください。
- 2 宛名にあるご本人がお答えください（記入は代筆でもかまいません）。  
**答えにくい質問は回答していただかなくても結構です。**
- 3 調査票の文中に <＊> がついた言葉は、14・15 ページに用語の解説があります。
- 4 ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れ、**9 月 10 日（水）**までにポストにお入れください（なお、調査票以外のものは入れないでください。**切手は不要**です）。
- 5 調査結果につきましては、朝霞市公式ホームページ（HP）で公表する予定です。
- 6 現行の朝霞市男女平等推進行動計画は、HPでご覧いただけます。  
<http://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/4/danjokoudouplan.html>

#### この調査についての問い合わせ先

朝霞市女性センター（それいゆぶらざ） 電話 048-463-2697（直通）

## 朝霞市男女平等に関する市民意識調査

### I あなたご自身のことについておたずねします。

問1 あなたの性別をおたずねします。(あてはまる番号1つだけに○)

- |      |      |
|------|------|
| 1 女性 | 2 男性 |
|------|------|

問2 あなたはおいくつですか。満年齢でお答えください。(あてはまる番号1つだけに○)

- |          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 1 18～19歳 | 2 20～29歳 | 3 30～39歳 | 4 40～49歳 |
| 5 50～59歳 | 6 60～69歳 | 7 70歳以上  |          |

問3 あなたには、配偶者(事実婚も含む)がいますか。(あてはまる番号1つだけに○)

- |             |        |        |      |
|-------------|--------|--------|------|
| 1 いる        | 2 死別した | 3 離別した | 4 未婚 |
| 5 その他〔具体的に〕 |        |        |      |

問4 あなたの世帯構成をお知らせください。(あてはまる番号1つだけに○)

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| 1 夫婦(事実婚も含む)のみ | 2 夫婦(事実婚も含む)と子ども |
| 3 夫婦(事実婚も含む)と親 | 4 親・子・孫の3世代世帯    |
| 5 父親または母親と子ども  | 6 単身世帯           |
| 7 その他〔具体的に〕    |                  |

### II あなたの地域や家庭での生活についておたずねします。

問5 あなたはこの1年間に、どのような地域活動に参加しましたか。

(あてはまる番号すべてに○)

- |                         |                  |
|-------------------------|------------------|
| 1 自治会や町内会の活動            | 2 PTAや子ども会の活動    |
| 3 老人会等の団体活動             | 4 趣味やスポーツのグループ活動 |
| 5 福祉的なボランティア活動          | 6 地域での講演会への出席    |
| 7 グループで行う地域に関する研究や勉強会活動 |                  |
| 8 消費生活や環境保護にかかわる活動      | 9 NPOなどの市民活動     |
| 10 その他〔具体的に〕            |                  |
| 11 いずれの活動にも参加しなかった      |                  |

問6 自治会、PTAなどの地域団体では、活動の主体が女性となっても、会長・副会長などリーダーには女性が少ないようです。(参考：平成26年4月1日現在、朝霞市の自治会長の女性比率は16.9%です。)その主な原因は何だと思えますか。(あてはまる番号3つまでに○)

- |                              |
|------------------------------|
| 1 女性自身が責任ある地位に就きたがらないから      |
| 2 女性は家事・育児が忙しく、地域活動に専念できないから |
| 3 女性は地域活動の経験が少ないから           |
| 4 指導力のある女性が少ないから             |
| 5 女性のリーダーでは、女性がついてこないから      |
| 6 女性のリーダーでは、男性がついてこないから      |
| 7 女性では相手に軽く見られるから            |
| 8 男性がリーダーとなるのが社会慣行だから        |
| 9 その他〔具体的に〕                  |



問 10 あなたは、家庭で子どもを育てる場合、「男らしく」「女らしく」というように、男の子と女の子を区別して育てた方がよいと思いますか。(あてはまる番号1つだけに○)

- 1 区別して育てる方がよい
- 2 ある程度区別して育てる方がよい
- 3 あまり区別しないで育てる方がよい
- 4 区別しないで育てる方がよい
- 5 わからない

問 11 あなたは、子どもにどのような人間に育ってほしいと思いますか。男の子、女の子それぞれについて、子どもがいる、いないにかかわらずお答えください。(優先順位の高い方から番号を3つまで〔 〕内に記入 男の子、女の子で同項目の選択は可)

男の子 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin: 0 10px;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">1位</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">2位</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">3位</td> </tr> </table>	1位	2位	3位	女の子 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin: 0 10px;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">1位</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">2位</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">3位</td> </tr> </table>	1位	2位	3位
1位	2位	3位					
1位	2位	3位					

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 1 家庭・家族を大切にする人     | 2 仕事に生きがいを感じる人  |
| 3 仕事以外の生きがいを持っている人 | 4 学歴が高い人        |
| 5 幅広い知識や豊かな教養のある人  | 6 社会の役に立つことをする人 |
| 7 行動力がある人          | 8 礼儀正しい人        |
| 9 思いやりや気配りがある人     | 10 能力や個性を発揮できる人 |

問 12 家庭生活(家事・子育て・介護)について、あなたの考え方をうかがいます。あなたは、「現実」では何を優先していますか。また、「希望」としては何を優先させたいですか。未婚・既婚にかかわらずお答えください。(それぞれ、あてはまる番号を1つだけ〔 〕内に記入)

現実〔 〕	希望〔 〕
-------	-------

- |  |
|--|
| 1 仕事や趣味・ボランティアなど、自分の活動に専念                |
| 2 どちらかといえば、家庭生活(家事・子育て・介護)よりも仕事や自分の活動を優先 |
| 3 仕事や自分の活動と家庭生活(家事・子育て・介護)を同時に重視         |
| 4 どちらかといえば、仕事や自分の活動よりも家庭生活(家事・子育て・介護)を優先 |
| 5 家庭生活(家事・子育て・介護)に専念                     |

**Ⅳ 配偶者等からの暴力についておたずねします。**

問 13 あなたはこれまでに、あなたの夫や妻（事実婚や別居中、離婚後を含む）、婚約者、恋人など、親密な関係の相手に対して、次のようなことをしたことがありますか。（それぞれ、あてはまる番号 1 つだけに○）

区 分	何度もあった	1・2度あった	まったくない
① 命の危機を感じるくらいの暴行を加える	1	2	3
② 医師の治療が必要となる程度の暴行を加える	1	2	3
③ 大声でどなったり、すぐに暴力を振るう	1	2	3
④ 嫌がっているのに性的な行為を強要する	1	2	3
⑤ 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	1	2	3
⑥ 避妊に協力しない	1	2	3
⑦ 何を言っても無視し続ける	1	2	3
⑧ 交友関係や電話、郵便物を細かく監視する	1	2	3
⑨ 「誰のおかげで生活できるんだ」とか「かいしょうなし」とか言う	1	2	3
⑩ 外出をさせない	1	2	3
⑪ 生活費を渡さない	1	2	3
⑫ 危害の不安・恐怖を感じるような脅迫を行う	1	2	3

問 14 へ

問 13-1 問 13（①から⑫まで）の答えで、**1つでも「何度もあった」又は「1・2度あった」に○をつけた方**におたずねします。あなたが問 13 であげたような行為をするに至ったきっかけは何ですか。（あてはまる番号 すべて に○）

- 1 相手が自分の言うことを聞こうとしないので、行動でわからせようとした
- 2 いらいらがつのり、ある出来事がきっかけで感情が爆発した
- 3 相手がそうされても仕方がないようなことをした
- 4 相手が自分に対して危害を加えてきたので、身を守ろうと思った
- 5 親しい関係ではこうしたことは当然である
- 6 その他〔具体的に \_\_\_\_\_ 〕
- 7 覚えていない
- 8 特に理由はない

問 14 あなたはこれまでに、あなたの夫や妻（事実婚や別居中、離婚後を含む）、婚約者、恋人など、親密な関係の相手から、次のようなことをされたことがありますか。  
（それぞれ、あてはまる番号1つだけに○）

区 分	あ 何 度 も あ っ た	あ 1 ・ 2 度 あ っ た	な い ま っ た く
① 命の危機を感じるくらいの暴行を受ける	1	2	3
② 医師の治療が必要となる程度の暴行を受ける	1		3
③ 大声でどなられたり、すぐに暴力を振るわれる	1	2	3
④ 嫌がっているのに性的な行為を強要される	1	2	3
⑤ 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せられる	1	2	3
⑥ 避妊に協力しない	1	2	3
⑦ 何を言っても無視され続ける	1	2	3
⑧ 交友関係や電話、郵便物を細かく監視される	1	2	3
⑨ 「誰のおかげで生活できるんだ」とか「かいしょうなし」とかと言われる	1	2	3
⑩ 外出をさせない	1	2	3
⑪ 生活費を渡さない	1	2	3
⑫ 危害の不安・恐怖を感じるような脅迫を受ける	1	2	3

問 14-1 問 14（①から⑫まで）の答えで、**1つでも「何度もあった」又は「1・2度あった」に○をつけた方**におたずねします。夫や妻（事実婚や別居中、離婚後を含む）、婚約者、恋人など、親密な関係の相手から問 14のような内容の暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）（\*1））を受けたとき、誰かに相談しましたか。（あてはまる番号1つだけに○）

- 1 相談した                      2 相談できなかった                      3 相談しようと思わなかった

問 14-2 問 14-1の答えで「1 相談した」に○をつけた方におたずねします。誰（どこ）に相談しましたか。（あてはまる番号すべてに○）

- |                              |              |              |
|------------------------------|--------------|--------------|
| 1 家族・親せき                     | 2 友人・知人      | 3 警察         |
| 4 市役所窓口                      | 5 女性総合相談（*2） |              |
| 6 DV相談（朝霞市配偶者暴力相談支援センター）（*3） | 7 民生委員       |              |
| 8 人権擁護委員                     |              |              |
| 9 朝霞市以外の配偶者暴力相談支援センター        |              |              |
| 10 その他の公的機関                  | 11 弁護士       | 12 医師・カウンセラー |
| 13 民間の相談機関                   | 14 家庭裁判所     |              |
| 15 電話・インターネットによる相談           |              |              |
| 16 その他〔具体的に                  |              | 〕            |

→問 14-3 問 14-1 の答えで「2 相談でもなかった」「3 相談しようと思わなかった」に○をつけた方におたずねします。その理由はなぜですか。

(あてはまる番号すべてに○)

- 1 誰(どこ)に相談してよいのかわからなかったから
- 2 恥ずかしくて誰にも言えなかったから
- 3 相談しても無駄だと思ったから
- 4 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから
- 5 相談窓口の担当者の対応により、不快な思いをすと思ったから
- 6 自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思ったから
- 7 世間体が悪いから
- 8 他人を巻き込みたくないから
- 9 思い出したくないから
- 10 自分に悪いところがあると思ったから
- 11 相談するほどのことではないと思ったから
- 12 その他〔具体的に〕
- 13 わからない

→問 14-4 問 14 (①から④まで) の答えで、すべて「まったくない」に○をつけた方におたずねします。もし、夫や妻(事実婚や別居中、離婚後を含む)、婚約者、恋人など、親密な関係の相手から問 14 のような内容の暴力(ドメスティック・バイオレンス(DV) (\*1))を受けたとき、誰かに相談しますか。

(あてはまる番号1つだけに○)

- |        |          |              |
|--------|----------|--------------|
| 1 相談する | 2 相談できない | 3 相談するつもりはない |
|--------|----------|--------------|

**V 就業状況についておたずねします。**

問 15 あなたの就業状況についておたずねします。(あてはまる番号1つだけに○)

A **就業している方**は以下からお選びください。

- |                    |             |        |
|--------------------|-------------|--------|
| 1 正規の職員・従業員        | 2 パート・アルバイト | 3 派遣社員 |
| 4 契約社員・嘱託          | 5 自営・自営手伝い  | 6 内職   |
| 7 その他〔具体的に _____ 〕 |             |        |

B **就業していない方**は以下からお選びください。

- |                              |            |                    |
|------------------------------|------------|--------------------|
| 8 無職(求職中)                    | 9 家事・家事手伝い | 10 学生(専門学校生・大学生など) |
| 11 専業主婦・専業主夫(収入を得る仕事をしていない方) |            |                    |
| 12 その他(年金生活、失業中の方など)         |            |                    |

問 15-1 「A **就業している方**〔「1」～「7」のいずれかに○をつけた方〕」におたずねします。あなたが現在働いているのは、どのような理由からでしょうか。

(あてはまる番号3つまでに○)

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 1 生計を維持するため         | 2 家計の足しにするため        |
| 3 住宅ローンなど借金の返済のため   | 4 教育資金を得るため         |
| 5 将来に備えて貯蓄するため      | 6 自分で自由に使えるお金を得るため  |
| 7 生きがいを得るため         | 8 自分の能力・技能・資格を生かすため |
| 9 視野を広げたり、友人を得るため   | 10 社会に貢献するため        |
| 11 仕事をすることが好きだから    | 12 働くのが当然だから        |
| 13 時間的に余裕があるから      | 14 家業であるから          |
| 15 その他〔具体的に _____ 〕 |                     |
| 16 特に理由はない          | 17 わからない            |

問 15-2 あなたの今の職場では、仕事の内容や待遇面で、女性は男性に比べて、不当な扱いをされていると思いますか。(あてはまる番号1つだけに○)

- |                              |
|------------------------------|
| 1 女性は不当な扱いをされていると思う          |
| 2 どちらかといえば、女性は不当な扱いをされていると思う |
| 3 どちらかといえば、そのようなことはないと思う     |
| 4 別にそのようなことはないと思う            |
| 5 わからない                      |

問 16へ



問 15-3 問 15-2で「1 女性は不当な扱いをされていると思う」「2 どちらかといえば、女性は不当な扱いをされていると思う」に○をつけた方におたずねします。「不当な扱い」は具体的にはどのようなことですか。(あてはまる番号3つまでに○)

- |                                |                       |
|--------------------------------|-----------------------|
| 1 賃金に男女差がある                    | 2 男性に比べて女性の採用が少ない     |
| 3 昇進、昇格に男女差がある                 | 4 能力を正當に評価しない         |
| 5 配置場所が限られている                  | 6 補助的な仕事しかやらせてもらえない   |
| 7 企画会議などの意思決定の場に女性が参加できない傾向がある |                       |
| 8 女性を幹部職員に登用しない                | 9 有給休暇や育児・介護休暇が取得しにくい |
| 10 結婚や出産で退職しなければならないような雰囲気がある  |                       |
| 11 中高年以上の女性に退職を勧奨するような雰囲気がある   |                       |
| 12 教育・研修を受ける機会が少ない             |                       |
| 13 特にない                        | 14 その他〔具体的に 〕         |

問 15-4 問 15 の答えで、「B 就業していない方(「8」~「12」のいずれかに○をつけた方)」におたずねします。あなたは、今後、収入を得る仕事に就きたいと思いませんか。(あてはまる番号1つだけに○)

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 1 仕事に就きたいと思う    | 2 できれば、仕事に就きたいと思う |
| 3 仕事に就きたいとは思わない | 4 わからない           |

→ 問 16へ

問 15-5 問 15-4の答えで、「1 仕事に就きたいと思う」「2 できれば、仕事に就きたいと思う」に○をつけた方におたずねします。あなたは、今後、仕事に就く上で、何か困っていることがありますか。(あてはまる番号すべてに○)

- 1 自分の資格、能力、適性などに合った仕事の募集・採用が少ない(ない)こと
- 2 勤務時間、給料・賃金、雇用形態などの条件が自分の希望と合わないこと
- 3 求人募集で年齢や資格などの制限があること
- 4 仕事をするにあたって、家族の理解や協力が得られないこと
- 5 介護や看護の必要な家族がいること
- 6 安心して子どもを預けられる場や人が少ないこと
- 7 就業に関する情報が得にくいこと
- 8 自分の能力や技術に不安があること
- 9 自分の体力や健康に不安があること
- 10 就業に要する資金が不足していること
- 11 その他〔具体的に 〕
- 12 特にない

問 16 女性の働き方について、あなたの理想はどうあるべきだと思いますか。また、現実はどうですか。（それぞれ、あてはまる番号を1つだけ〔 〕内に記入）

理想は〔 〕

- 1 結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける
- 2 子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける
- 3 子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける
- 4 学校卒業時は仕事を持たず、結婚後または子育て終了後から仕事を持つ
- 5 子どもができるまで仕事を持ち、子どもができたら家事や子育てに専念する
- 6 結婚するまで仕事を持ち、結婚後は家事などに専念する
- 7 仕事を持たない
- 8 その他〔具体的に 〕
- 9 わからない

現実〔 〕

- 1 結婚や出産にかかわらず、仕事を続けている（いた）
- 2 子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続けている（いた）
- 3 子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続けている（いた）
- 4 学校卒業時は仕事を持たず、結婚後または子育て終了後から仕事を持っている（いた）
- 5 子どもができるまで仕事を持ち、子どもができたら家事や子育てに専念している（いた）
- 6 結婚するまで仕事を持ち、結婚後は家事などに専念している（いた）
- 7 仕事を持っていない
- 8 その他〔具体的に 〕
- 9 わからない

問 17 育児や家族介護を行うために、法律に基づき育児休業や介護休業を取得できる制度があります。この制度を活用して、男性が育児休業や介護休業を取得することについてどう思いますか。（それぞれ、あてはまる番号1つだけに○）

区 分	積極的に取得した方がよい	どちらかといえば取得した方がよい	どちらかといえば取得しない方がよい	取得しない方がよい	わからない
① 育児休業	1	2	3	4	5
② 介護休業	1	2	3	4	5

問 18 男女が共に仕事と家庭の両立をしていくためには、どのような条件が必要だと思えますか。

(あてはまる番号3つまでに○)

- |   |   |
|---|---|
| 1 男性が家事や育児を行う能力を高めること                   |   |
| 2 給与等の男女間格差をなくすこと                       |   |
| 3 年間労働時間を短縮すること                         |   |
| 4 代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること |   |
| 5 育児や介護のために退職した職員をもとの会社で再雇用する制度を導入すること  |   |
| 6 育児休業・介護休業中の賞金その他の経済的給与を充実すること         |   |
| 7 地域の保育施設や保育時間の延長など保育内容を充実すること          |   |
| 8 在宅勤務やフレックスタイム制度(*4)など、柔軟な勤務制度を導入すること  |   |
| 9 職業上、必要な知識・技術等の職業訓練を充実すること             |   |
| 10 女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること          |   |
| 11 その他〔具体的に                             | 〕 |
| 12 わからない                                |   |

問 19 あなたはこれまでに、職場・学校・地域で、次のような不愉快な経験をしたことがありますか。

(職場、学校、地域ごとに、あてはまる欄すべてに○)

区 分	職 場	学 校	地 域
① 嫌がっているのに卑わいな話を聞かされた			
② 「女(男)のくせに」「女(男)だから」と差別的な言い方をされた			
③ 異性に身体をさわられた			
④ 宴会でお酒やデュエットを強要された			
⑤ 交際を強要された			
⑥ 性的行為を強要された			
⑦ 性的なうわさをたてられた			
⑧ 結婚や異性との交際についてしつこく聞かれた			
⑨ 容姿について傷つくようなことを言われた			
⑩ 帰宅途中などに後をつけられたり、つきまとわれたりした			
⑪ プライバシーに関することや性的な内容の手紙や電話を受けた			
⑫ 卑わいな雑誌やヌード写真を目につくところに置かれたり、はられたりした			
⑬ その他〔具体的に	〕		
⑭ 特にない			

**VI 男女共同参画社会〈\*5〉についておたずねします。**

問 20 あなたは、これらの言葉をご存じですか。(それぞれ、あてはまる番号1つだけに○)

区 分	よく知って いる	言葉ぐらい は聞いたこ とがある	知らない
① 積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)〈*6〉	1	2	3
② ジェンダー(社会的性別)〈*7〉	1	2	3
③ セクシュアル・ハラスメント〈*8〉	1	2	3
④ 性と生殖に関する健康と権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)〈*9〉	1	2	3
⑤ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)〈*10〉	1	2	3
⑥ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)〈*11〉	1	2	3

問 21 あなたは、男女平等に関する動きについて、関心をお持ちですか。

(あてはまる番号1つだけに○)

1 強い関心を持っている	2 ある程度関心を持っている
3 あまり関心を持っていない	4 まったく関心を持っていない
5 わからない	

問 22 あなたが、考える男女平等社会のイメージは、どのようなものですか。

(それぞれ、あてはまる番号1つだけに○)

区 分	現在の 社会全般は		将来への 期待は	
	い そう な っ て	い な い そ う な っ て	ほ い そ う な っ て	ほ し く な い そ う な っ て
① 家庭生活の中で男女の地位は平等である	1	2	1	2
② 学校教育の中で男女の地位は平等である	1	2	1	2
③ 職場の中で男女の地位は平等である	1	2	1	2
④ 社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である	1	2	1	2
⑤ 政治の場で男女の地位は平等である	1	2	1	2
⑥ 法律や制度の上で男女の地位は平等である	1	2	1	2
⑦ 地域活動の場で男女の地位は平等である	1	2	1	2

**Ⅶ 市の男女平等施策についておたずねします。**

問 23 朝霞市では男女平等を進めるために様々な取り組みをしていますが、あなたが知っているものはどれですか。(あてはまる番号すべてに○)

- 1 朝霞市男女平等推進行動計画 <\*12>
- 2 朝霞市男女平等推進条例 <\*13>
- 3 朝霞市男女平等推進審議会 <\*14>
- 4 朝霞市女性センター(それいゆぶらざ) <\*15>
- 5 「あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー」 <\*16>
- 6 朝霞市公式ホームページに掲載のあさか男女(ひと)の輪サイト <\*17>
- 7 男女平等推進情報紙「そよかぜ」 <\*18>
- 8 男女平等苦情処理委員 <\*19>
- 9 女性総合相談 <\*2>
- 10 DV相談(配偶者暴力相談支援センター) <\*3>
- 11 能力開発支援に関わる制度  
(起業家育成セミナー・起業家育成相談)
- 12 人権擁護委員(人権相談の実施)
- 13 その他〔具体的に \_\_\_\_\_ 〕
- 14 知っているものはない

問 24 あなたは、女性の意見や考え方が市の政策に、どの程度反映されていると思いますか。  
(あてはまる番号1つだけに○)

- 1 十分反映されている      2 ある程度反映されている      3 あまり反映されていない
- 4 ほとんど反映されていない      5 どちらともいえない

問 25 あなたは、市の政策に女性の意見を反映するために、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまる番号3つまでに○)

- 1 女性の意見を政策に反映することの大切さを広く啓発する
- 2 女性を対象とした学習を充実する
- 3 自治会・PTAなどの地域活動で、女性の「長」や役員を増やす
- 4 審議会などの女性委員を増やす
- 5 女性の議員を増やす
- 6 女性団体を育成・支援する
- 7 気軽な意見提案の方法の周知・活用を図る(市への意見・要望等)
- 8 女性が経済的に自立し、社会的な立場を強める
- 9 女性自らが市の政策に参画する意欲を持つ
- 10 市の女性職員の能力の活用を図る
- 11 わからない
- 12 その他〔具体的に \_\_\_\_\_ 〕
- 13 特別な取り組みは必要ない

問 26 男女平等社会の確立をめざして、朝霞市では今後、どのようなことに力を入れていったらよいと思いますか。(優先順位の高い方から番号を3つまで〔 〕内に記入)

1位〔 〕 2位〔 〕 3位〔 〕

- 1 学校教育における男女平等教育の推進
- 2 人権・女性問題についての啓発活動の充実
- 3 政策等の立案・決定への男女共同参画の推進
- 4 子育てや家事など家庭における男女共同参画の促進
- 5 男女平等を進める人材の育成・支援
- 6 保育や高齢者対策等の福祉の充実
- 7 女性のための総合的な相談事業
- 8 配偶者等による暴力等の被害から逃れるための支援
- 9 市役所自らが、男女平等推進のモデル職場となる。
- 10 その他〔具体的に 〕

VII 最後に、「男女平等」や「男女共同参画」に関する朝霞市へのご意見などがございましたら、ご自由にお書きください。

◆お書きいただいた上記のご意見を、市のホームページ等で公開してもよろしいですか。  
(あてはまる番号に○)

1 公開 可

2 公開 不可

ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

同封の返信用封筒に入れ、**9月10日(水)**までに、ポストにお入れください。  
(調査票以外のものは入れないでください。**切手は不要**です。)

## 用語解説

### 〈\*1〉 ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦、パートナーや恋人その他親密な関係にある（あった）者が、相手に対して振るう身体的・精神的・性的・経済的暴力のことであり、「安心」「自信」「自由」という人間らしく生きる権利を奪うもの。例えば、殴る・蹴るはもちろんのこと、威嚇する、配偶者や恋人の存在や要望を理由もなく無視する、家族や友人との付き合いを制限する、生活費を渡さないなど、苦痛を与える行為のこと。また、デートDVとは恋人同士の間で起こる暴力のことをいう。  
〔5・6頁〕

### 〈\*2〉 女性総合相談

朝霞市が行っている相談で、親族間のもめごとや対人関係などの悩みや問題を抱える女性に対して、専門の相談員が応じている相談。  
相談日：毎週木曜日（祝日も実施）（年末年始を除く）  
時間：午前10時～午後3時  
場所：朝霞市女性センター それいゆぶらざ  
〔5・12頁〕

### 〈\*3〉 DV相談

（配偶者暴力相談支援センター）

朝霞市が行っている相談で、夫婦、パートナーや恋人その他親密な関係にある（あった）者同士の間で振るわれる暴力に関する相談。  
相談日：毎週火曜日～日曜日  
（祝日も実施）（年末年始を除く）  
時間：午前9時～午後5時  
●専門の相談員による相談  
相談日：毎週火曜日・土曜日  
（祝日も実施）（年末年始を除く）  
時間：午前10時～午後4時  
場所：朝霞市女性センター それいゆぶらざ  
〔5・12頁〕

### 〈\*4〉 フレックスタイム制度

1か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ決めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定して働く制度で、労働者がその生活と業務の調和を図りながら、効率的に働くことができ、より柔軟で自律的な働き方ができるようにするもの。  
1日の労働時間帯を、必ず勤務しなければならない時間帯（コアタイム）と、その時間帯の中であればいつ出退勤してもよい時間帯（フレキシブルタイム）とに分けて実施するのが一般的である。  
〔10頁〕

### 〈\*5〉 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会。  
男女共同参画社会を推進していくために、男女共同参画社会基本法が平成11年6月より施行されている。  
〔11頁〕

### 〈\*6〉 積極的格差是正措置 （ポジティブ・アクション）

一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。（内閣府）  
例：女性が少ない場合、女性枠数を設けて、枠数に合わせて人事を行う等。  
〔11頁〕

### 〈\*7〉 ジェンダー（社会的性別）

本来の生物学的な性別（セックス）ではなく、女らしさ・男らしさといった社会的・文化的に形成された性別のこと。  
〔11頁〕

### 〈\*8〉 セクシュアル・ハラスメント

「職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けること」又は「性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じること」をいう。男女雇用機会均等法により事業者はその対策が義務付けられている。（厚生労働省）  
〔11頁〕

### 〈\*9〉 性と生殖に関する健康と権利 （リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

1994年カイロの国際人口開発会議で提唱された考え方で、女性が身体的、精神的、社会的な健康を維持して子どもをいつどのくらいの間隔で産むかどうかなどについて選択し、自ら決定する権利。  
〔11頁〕

〈\*10〉 ワーク・ライフ・バランス  
(仕事と生活の調和)

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

〔11頁〕

〈\*11〉 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)

《制定時:平成13年4月13日公布・同年10月13日施行:一部改正により「等」を追加:平成25年7月3日公布・平成26年1月3日施行》

配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として制定された法律。

〔11頁〕

〈\*12〉 朝霞市男女平等推進行動計画

「朝霞市男女平等推進条例」に基づき、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定している計画。(現行計画は平成18年度～平成27年度)

〔12頁〕

〈\*13〉 朝霞市男女平等推進条例

あらゆる人々が、性別・年齢・障害の有無・国籍などにかかわらず、住みやすく暮らしやすい地域社会を構築するために、男女平等に関する基本理念を定め、市の男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた条例。(平成15年4月施行)

〔12頁〕

〈\*14〉 朝霞市男女平等推進審議会

男女平等を推進する上で必要な事項を審議する会議。朝霞市男女平等推進条例で設置が規定されている組織であり、男女平等に関する活動を行っている者や関係行政機関の職員・知識経験者・公募による市民などからなる委員で成り立っている。

〔12頁〕

〈\*15〉 朝霞市女性センター (それいゆぶらざ)

市民の交流や講座の開催、また、DV相談や女性総合相談など男女平等に関する様々な施策を推進する総合的な拠点施設。朝霞市中央公民館・コミュニティセンターの中に設置している。「それいゆ」はフランス語で太陽の意味で「女性も男性も光り輝けるように応援する場所となるように」の思いから生まれた愛称。

〔12頁〕

〈\*16〉 あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー

男女平等に関する情報の提供や、学びを通じて男女平等を推進し、地域の人材育成につなげることを目的に毎年全5回実施する連続セミナーのこと。セミナーは、「あさか女と男セミナー企画・運営協力員」と協働で実施している。

〔12頁〕

〈\*17〉 朝霞市公式ホームページに掲載のあさか男女(ひと)の輪サイト

朝霞市公式ホームページ上で男女共同参画に関する情報をお知らせするサイト集。

〔12頁〕

〈\*18〉 朝霞市男女平等推進情報紙「そよかせ」

男女が平等となる社会像の提案や男女平等推進の情報として年2回、「そよかせ企画・編集協力員」と協働で企画・編集し情報提供しているもの。

〔12頁〕

〈\*19〉 男女平等苦情処理委員

男女平等の推進を阻害する要因によって人権を侵害され、又は社会的な慣行により差別的取り扱いを受けた者からの申し出を適切かつ迅速に処理するため設置された委員。

〔12頁〕





**朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書**

平成27年3月

**発行 朝霞市女性センターそれいゆぷらざ**

〒351-0016 埼玉県朝霞市青葉台1-7-1

TEL 048-463-2697

FAX 048-463-0524